

# 令和6年度 第1回 大阪府堺市保健医療協議会 議事概要

日時:令和6年10月15日(火)午後2時から午後3時

開催場所:堺市民芸術文化ホール(フェニーチェ堺) 3階 文化交流室

出席委員:42名

(委員定数50名、定足数26名であるため有効に成立)

岡原委員、中西委員、尾島委員、粟田委員、池田委員、井上委員、尹委員、大里委員、小田委員、鹿嶋委員、片岡(竜彦)委員、片岡(亨)委員、釜江委員、河内委員、黒田委員、佐々木委員、佐野委員、白井委員、高橋委員、橘委員、田端委員、辻本委員、津田委員、永井委員、浪花委員、納谷委員、西尾(学)委員、西尾(峯継)委員、野口委員、馬場委員、林委員、平松委員、福地委員、藤井委員、前川委員、前原委員、松井委員、宮奥委員、宮川委員、山本委員、横田委員、渡部委員

## ■議題1 部会からの報告について

資料に基づき、救急医療体制調整部会の部会長から説明

【資料1】令和6年度 大阪府堺市保健医療協議会 部会審議概要(救急医療体制調整部会)

(質問)

○救急医療体制調整部会では、軽症の救急搬送が多いことについて市民への啓発が必要という意見があったが、それをするのは堺市になると思うが、いかがか。

(堺市の回答)

○それぞれの病院の役割や救急時受診する医療機関の啓発や、適切な受診につながるよう市民への啓発は引き続き行っていきたい。

## ■議題2 救急告示病院の新規・更新について

資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療政策課から説明

【資料2】令和6年度 救急告示医療機関更新一覧表

〈協議結果〉

・更新申請のあった2病院について、申請内容のとおり承認された。

二次救急告示医療機関(2病院):堺咲花病院、邦和病院

(意見等)

○特になし

■議題3 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」医療機関リストについて

①<堺市圏域版>医療機関リストの更新(令和6年度)について

資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療政策課から説明

【資料3-①】大阪府堺市圏域版 医療機関リスト(令和6年度更新)

【資料3-②】【堺市医療圏】救急告示医療機関リスト(令和6年度更新)

【資料①・② 参考資料1】傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】

<協議結果>

・事務局から提示のあった医療機関リストの更新について承認された。

(意見等)

○特になし

②医療機関リストに掲載する医療機関の拡大について

資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療政策課から説明

【資料3-③】医療機関リストに掲載する医療機関の拡大について

【資料3-③参考資料1】大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準本則 抜粋

【資料3-③参考資料2】救急非告示医療機関リストの例

<協議結果>

・医療機関リストに掲載する医療機関の拡大について承認された。

(質問)

○救急非告示医療機関は、医療機関リストに掲載されると、24 時間救急対応を求められるのか。

(堺市の回答)

○対応可能な診療科目や受入れが可能な時間帯を備考欄に記載する等、可能な範囲で協力していただきたい。

(質問)

○掲載する救急非告示医療機関を具体的にどのように募集するかはこれから検討するのか。

(横田部会長の回答)

○協力を得るプロセスの検討や、意向を示した医療機関を掲載するための審議・承認方法を考える必要がある。

(意見等)

○救急非告示医療機関は、一定の確認は必要である。

### ③医療機関リスト更新要領の修正について

資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療政策課から説明

【資料3-④】医療機関リスト更新要領の修正について

〈協議結果〉

・医療機関リストの更新要領の修正について承認された。

(質問)

○医療機関から更新の申し出があった際は、保健医療協議会で報告するのか。

(堺市の回答)

○医療機関リストの随時更新については、部会長の確認・承認をもって更新したのち、保健医療協議会で事後報告をする。

## ■議題4 その他

資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療政策課から説明

【資料4】各部会の委員名簿

【資料5】令和6年度 大阪府堺市保健医療協議会スケジュール(予定)

(質問)

○病院連絡会の下に、新たな会議体を創設する話があったと思うが、スケジュールには記載されていない。進捗はいかがか。

(堺市の回答)

○スケジュール表については、大阪府の保健医療協議会のスケジュールを記載している。新たな会議体については、案件等を踏まえて、必要に応じて開催したいと考えている。

(質問)

○2月の保健医療協議会で、2040年を見据えた地域医療構想についての話が出てくると思うが、大阪府として、今後の地域医療構想の進め方についての考えがあれば教えていただきたい。

(大阪府の回答)

○新たな地域医療構想については、国により検討が進められているところで、2025年度に新たな地域医療構想のガイドラインが発出される予定である。

- そのガイドラインを受け、2026 年度に各都道府県において、新たな地域医療構想の検討と策定を行っていく。そのため、新たな地域医療構想の取組が開始するのは 2027 年度からであり、今年度2月の保健医療協議会では新たな地域医療構想について協議いただく段階ではないと考えている。
- 今年度と来年度については現行の地域医療構想について協議、審議いただく予定で、2026 年度が空白期間となっているが、この取扱いについては、国において検討中ということであるので、方針等が出てきたら共有したい。